

印旛利根川水防事務組合の管理者等の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成19年2月1日
印利水条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第5項及び第204条第3項の規定により印旛利根川水防事務組合の管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）に対する報酬、費用弁償及び特別手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 管理者等の報酬の年額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給)

第3条 前条の報酬は、管理者等がその職に就いた月から月割によって計算した額を支給し、任期満了、辞職及び死亡等によりその職を退いた月まで支給する。

2 報酬の支給は、原則として毎年3月にその年度分を支給する。

(費用弁償)

第4条 管理者等が招集に応じ、又は公務のため旅行したときは費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。

2 管理者等の旅費の支給方法については、職員の旅費に関する条例(昭和36年栄町条例第14号)に定める旅費の支給方法の例による。

(特別手当)

第5条 管理者等が印旛利根川水防事務組合水防活動に関する条例（平成19年印旛利根川水防事務組合条例第1号）に基づき出務したときは、1日につき2,200円を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 印旛利根川水防事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和56年印旛利根川水防事務組合条例第4号)は、廃止する。

別表第1 (第2条)

職 名	報 酬 の 年 額
管理者	65,000円
副管理者	48,000円

別表第2 (第4条第1項)

区 分	旅 費					
	鉄道賃 及び 船 賃	航空賃	車賃 (1 報 につき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
管理者 副管理 者	普通運 賃	実費	37円	2,600円	13,100円	2,600円